新旧対照表

別紙１―１

○横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年３月７日　横浜市規則第17号）

改正前	改正後
（第１章省略） 第２章　指定事業所の設置等の手続等 第１節　指定事業所の設置の許可等 （第６条から第12条まで省略） （変更の許可） 第13条　条例第８条第１項に規定する公害の防止上重要なものとして規則で定める変更は、次に掲げるものとする。 (1)～(11)　省略 (12)　指定作業を行う建物の設置、移設、除去又は規模若しくは構造の変更 (14)～(15)　省略 ２～３　省略 （第14条から第22条まで省略） （第２節及び第３節省略） 第３章　事業所における公害の防止 第１節　大気の汚染及び悪臭の防止 （第31条及び第32条省略） （排煙の測定） 第33条　条例第27条に規定する規則で定める事業者は、次に掲げる事業者とする。 (1)～(6)　省略 ２　条例第27条の規定による排煙量及び排煙濃度の測定は、次に定めるところにより行わなければならない。 (1)　省略 (2)　窒素酸化物にあっては、排煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量を規格Ｚ8808に定める方法により、窒素酸化物の濃度を規格Ｋ0104に定める方法により、次に掲げる頻度でそれぞれ測定して、窒素酸化物の量を算定すること。 ア　当該排出ガス量が40,000立方メートル未満の排煙発生施設にあっては、当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を６月に１回以上それぞれ測定すること。 イ　当該排出ガス量が40,000立方メートル以上の排煙発生施設にあっては、当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を２月に１回以上それぞれ測定すること。ただし、当該排出ガス量が40,000立方メートル以上の排煙発生施設のうち、大気汚染防止法第５条の２第１項に規定する特定工場等に設置されるばい煙発生施設にあっては、当該排出ガス量を２月に１回以上測定し、及び窒素酸化物の濃度を常時測定すること。	（第１章省略） 第２章　指定事業所の設置等の手続等 第１節　指定事業所の設置の許可等 （第６条から第12条まで省略） （変更の許可） 第13条　条例第８条第１項に規定する公害の防止上重要なものとして規則で定める変更は、次に掲げるものとする。 (1)～(11)　省略 (12)　指定作業を行う建物の設置、移設、除却又は規模若しくは構造の変更 (14)～(15)　省略 ２～３　省略 （第14条から第22条まで省略） （第２節及び第３節省略） 第３章　事業所における公害の防止 第１節　大気の汚染及び悪臭の防止 （第31条及び第32条省略） （排煙の測定） 第33条　条例第27条に規定する規則で定める事業者は、次に掲げる事業者とする。 (1)～(6)　省略 ２　条例第27条の規定による排煙量及び排煙濃度の測定は、次に定めるところにより行わなければならない。 (1)　省略 (2)　窒素酸化物にあっては、次に掲げる方法により行うこと。この場合における排煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量及び窒素酸化物の濃度の測定方法は、当該排出ガス量については規格Ｚ8808に定める方法、窒素酸化物の濃度については規格Ｋ0104に定める方法によるものとする。 ア　当該排出ガス量が40,000立方メートル未満の排煙発生施設（ウに掲げるものを除く。）にあっては、当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を６月に１回以上それぞれ測定して窒素酸化物の量を算定すること。 イ　当該排出ガス量が40,000立方メートル以上の排煙発生施設（ウに掲げるものを除く。）にあっては、当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を２月に１回以上それぞれ測定して窒素酸化物の量を算定すること。ただし、当該排出ガス量が40,000立方メートル以上の排煙発生施設のうち、大気汚染防止法第５条の２第１項に規定する特定工場等に設置されるばい煙発生施設にあっては、当該排出ガス量を２月に１回以上測定

	し、及び窒素酸化物の濃度を常時測定して窒素酸化物の量を算定すること。
ウ　ア及びイの規定にかかわらず、ガス発生炉のうち燃料電池用改質器にあっては、当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を５年に１回以上それぞれ測定すること。	ウ　大気汚染防止法施行令別表第１の２の項に掲げるガス発生炉のうち、水蒸気改質方式の改質器であって、水素（温度が零度であって、圧力が１気圧の状態に換算したものをいう。第４号イ(ｳ)において同じ。）の製造能力が毎時1,000立方メートル未満の施設（気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）及び燃料電池用改質器にあっては、当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を５年に１回以上それぞれ測定して窒素酸化物の量を算定すること。
(3)　省略	(3)　省略
(4)　ばいじんにあっては、次に掲げる方法により行うこと。	(4)　ばいじんにあっては、次に掲げる方法により行うこと。
ア　排煙発生施設のうち廃棄物焼却炉においては、排出口から大気中に排出されるばいじんの量の測定を別表第５の１に定める方法により、次に掲げる頻度で行うこと。	ア　排煙発生施設のうち廃棄物焼却炉にあっては、排出口から大気中に排出されるばいじんの量を別表第５の１に定める方法により、次に掲げる施設の規模ごとに、次に掲げる頻度で測定すること。
(ｱ)　１時間当たりの焼却能力が４トン以上の施設にあっては、２月に１回以上測定すること。	(ｱ)　１時間当たりの焼却能力が４トン以上の施設　２月に１回以上
(ｲ)　１時間当たりの焼却能力が４トン未満の施設にあっては、６月に１回以上測定すること。	(ｲ)　１時間当たりの焼却能力が４トン未満の施設　６月に１回以上
イ　別表第５の２に掲げる施設のうち排煙発生施設（小型ボイラーのうちガスを専焼させるもの、軽質液体燃料を専焼させるもの及びガスと軽質液体燃料を混焼させるものを除く。）に該当する施設においては、排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度の測定を同表の２に定める方法により次に掲げる頻度で行うこと。	イ　排煙発生施設のうち別表第５の２に掲げる施設（小型ボイラーのうちガスを専焼させるもの、軽質液体燃料を専焼させるもの及びガスと軽質液体燃料を混焼させるものを除く。）にあっては、排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度を同表の２に定める方法により、次に掲げる施設の種類及び規模ごとに、次に掲げる頻度で測定すること。
(ｱ)　排出口から大気中に排出される排出ガス量が40,000立方メートル以上の施設にあっては、２月に１回以上測定すること。	(ｱ)　排出口から大気中に排出される排出ガス量が40,000立方メートル以上の施設（(ｳ)に掲げるものを除く。）　２月に１回以上
(ｲ)　排出口から大気中に排出される排出ガス量が40,000立方メートル未満の施設にあっては、６月に１回以上測定すること。	(ｲ)　排出口から大気中に排出される排出ガス量が40,000立方メートル未満の施設（(ｳ)に掲げるものを除く。）　６月に１回以上
(ｳ)　(ｱ)及び(ｲ)の規定にかかわらず、別表第５の２の表の51の項、53の項、54の項（燃料電池用改質器に限る。）、59の３の項、64の項、68の項及び73の項に掲げる施設にあっては、５年に１回以上測定すること。	(ｳ)　別表第５の２の表の51の項に掲げる施設（ガスを専焼させるものに限る。）、53の項に掲げる施設、54の項に掲げる施設のうち、水蒸気改質方式の改質器であって、水素の製造能力が毎時1,000立方メートル未満の施設（気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）及び燃料電池用改質器並びに59の

	３の項、64の項、68の項及び73の項に掲げる施設　５年に１回以上
(5)及び(6)　省略	(5)及び(6)　省略
３　省略	３　省略
第２節　水質の汚濁の防止	第２節　水質の汚濁の防止
（水質の汚濁の防止に関する規制基準）	（水質の汚濁の防止に関する規制基準）
第34条　条例第28条第１項に規定する規制基準は、別表第11及び別表第12のとおりとする。	第34条　条例第28条第１項に規定する規制基準は、別表第11及び別表第12のとおりとする。
	２　条例第28条第1項第１号に規定する規則で定める物質の種類は、別表第11の左欄に掲げるとおりとする。
２　条例第28条第1項第2号に規定する規則で定める項目は、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量、水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、大腸菌群数、外観及び臭気とする。	３　条例第28条第1項第2号に規定する規則で定める項目は、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量、水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、大腸菌群数、外観及び臭気とする。
（第35条省略）	（第35条省略）
（施設の構造基準）	（施設の構造基準）
第36条　条例第29条第２項に規定する規則で定める構造は、次に掲げる構造とする。	第36条　条例第29条第２項に規定する規則で定める構造は、次に掲げる構造とする。
(1)　床面は、地下浸透禁止物質の地下浸透を適切に防止できる不透水性材質とし、その表面は耐性のある材質で被覆がなされていること。	(1)　床面が地下浸透禁止物質の地下浸透を適切に防止できるコンクリート、タイル等の不透水性材質でありその表面に地下浸透禁止物質若しくは地下浸透禁止物質を含む水その他の液体の種類若しくは性状により必要に応じて耐薬品性及び不浸透性のある材質で被覆がなされていること又は条例第29条第１項の作業に係る施設の下に地下浸透を防止することができる材質の受皿を設置する等の地下浸透禁止物質の浸透を防止する措置がとられていること。
(2)　省略	(2)　省略
(3)　第5条の2第9号から第14号まで及び第16号から第18号までに掲げる物質並びに1，2―ジクロロエチレン（以下「有機塩素系溶剤」という。）を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業に係る施設である場合であって、床面の材質にひび割れが生じるおそれがある場合にあっては有機塩素系溶剤に耐浸透性を持つフラン樹脂、ふっ素樹脂、エポキシアクリレート樹脂その他の合成樹脂で必要な床面が被覆されていること又は当該作業に係る施設の下にステンレス鋼の受け皿を設置することその他の地下浸透禁止物質を含む水又はその液体の浸透を防止するために必要な措置がとられていること。	（削除）
（第37条省略）	（第37条省略）
（第３節省略）	（第３節省略）
（第４章省略）	（第４章省略）
第５章　特定行為の制限等	第５章　特定行為の制限等
（第１節省略）	（第１節省略）
第２節　炭化水素系物質の発散の防止	第２節　炭化水素系物質の発散の防止

第44条　条例第48条第１項に規定する規則で定める車両は、揮発油を運搬するタンクローリーのうち別表第１の68の項に掲げる給油施設において揮発油を注入する作業を行うタンクローリーとする。	第44条　条例第48条第１項に規定する規則で定める車両は、揮発油を運搬するタンクローリーのうち別表第１の68の項に掲げる給油施設（蒸気返還方式接続設備以外の設備を設けることにより別表第４の１の基準に適合するものを除く。）において揮発油を注入する作業を行うタンクローリーとする。
（第２項省略）	（第２項省略）
（第45条省略）	（第45条省略）
（第３節から第５節まで省略）	（第３節から第５節まで省略）
（第６章省略）	（第６章省略）
第６章　地下水、土壌及び地盤環境の保全	第６章　地下水、土壌及び地盤環境の保全
（第１節から第２節の２まで省略）	（第１節から第２節の２まで省略）
第２節の３　ダイオキシン類による土壌の汚染の防止等	第２節の３　ダイオキシン類による土壌の汚染の防止等
（第60条省略）	（第60条省略）
（廃止されたダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地の調査）	（廃止されたダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地の調査）
第60条の２	第60条の２
（第１項及び第２項省略）	（第１項及び第２項省略）
３　条例第70条の２第２項の規則で定める方法は、次のとおりとする。	３　条例第70条の２第２項の規則で定める方法は、別表第16のとおりとする。
(1)　前条第２項に掲げる事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を実施すること。	
(2)　土壌の採取及び測定を行うこと。	
(3)　土壌の測定の方法は、環境庁告示第68号別表に定める方法によること。	
(4)　その他市長が特に必要と認める調査を実施すること。	
（ダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更の届出等）	（ダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更の届出等）
第60条の３	第60条の３
（第１項及び第２項省略）	（第１項及び第２項省略）
	３　条例第70条の３第１項第２号に規定する規則で定める行為は、土壌汚染が存在するおそれが比較的少ないと認められる土地（ダイオキシン類による土壌汚染のおそれの区分として別表第16に定めるものをいう。以下この条において同じ。）において行う次のいずれにも該当する行為とする。
	(1)　掘削した土壌を当該土壌の掘削を行った土地を含むダイオキシン類管理対象地から搬出しないこと。
	(2)　土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更ではないこと。
	(3)　土地の形質の変更に係る部分の深さが50センチメートル未満であること。
３　条例第70条の３第２項の規則で定める土地の形質の変更は、次のとおりとする。	４　条例第70条の３第２項の規則で定める土地の形質の変更は、次のとおりとする。
(1)　土壌の掘削を伴わない土地の形質の変更	(1)　土壌汚染が存在するおそれが比較的少な

	いと認められる土地における土地の形質の変更
(2)　土壌の掘削を伴う土地の形質の変更であって、次のいずれにも該当するもの	(2)　前号に掲げる土地以外の土地における土壌の掘削を伴う土地の形質の変更であって、次のいずれにも該当するもの
ア　掘削した土壌を当該土壌の掘削を行った土地を含むダイオキシン類管理対象地から搬出しないこと。	ア　掘削した土壌を当該土壌の掘削を行った土地を含むダイオキシン類管理対象地から搬出しないこと。
イ　土壌を掘削する深さまで帯水層が存在しないと認められること。	イ　土壌を掘削する深さまで帯水層が存在しないと認められること。
ウ　掘削した土壌の飛散、流出その他の土壌の掘削に起因した公害を防止するために必要な措置が講じられること。	ウ　掘削した土壌の飛散、流出その他の土壌の掘削に起因した公害を防止するために必要な措置が講じられること。
4　条例第70条の３第２項の規定による報告は、前条第２項各号に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。	5　条例第70条の３第２項の規定による報告は、前条第２項各号に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。
5　条例第70条の３第２項の規則で定める方法は、前条第３項に定める方法とする。	6　条例第70条の３第２項の規則で定める方法は、前条第３項に定める方法とする。
（第60条の４から第60条の９まで省略）	（第60条の４から第60条の９まで省略）
第３節　地下水の採取による地盤の沈下の防止	第３節　地下水の採取による地盤の沈下の防止
（第61条及び第62条省略）	（第61条及び第62条省略）
（地下水採取に係る変更許可申請書）	（地下水採取に係る変更許可）
第63条	第63条
（第１項省略）	（第１項省略）
	2　条例第75条第１項ただし書に規定する規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。
	(1) 既に許可を受けた揚水施設の数を減らす変更
	(2) 地下水の採取予定量を減らす変更
	(3) 揚水機の吐出口の断面積の合計を小さくする変更
	(4) 揚水機を設置する井戸のストレーナーの位置を深くする変更
	(5) 揚水機の原動機の定格出力を下げる変更
	(6)　条例第73条第１項各号のいずれかに該当する用途又は目的への変更
（第64条から第66条まで省略）	（第64条から第66条まで省略）
（地下水採取量等の測定等）	（地下水採取量等の測定等）
第67条　条例第81条の規定による地下水の採取量及び水位の測定は、別表第16に定める方法により行わなければならない。	第67条　条例第81条の規定による地下水の採取量及び水位の測定は、別表第17に定める方法により行わなければならない。
（第２項及び第３項省略）	（第２項及び第３項省略）
第７章　特定行為等に係る公害の防止	第７章　特定行為等に係る公害の防止
第１節　特定小規模施設の排煙による大気の汚染の防止	第１節　特定小規模施設の排煙による大気の汚染の防止
（第68条省略）	（第68条省略）
	（設置の届出を要しない特定小規模施設）
（新規）	第68条の２　条例第86条第１項に規定する規則で定める特定小規模施設は、前条第１号イに規定するガスエンジンのうちガスヒートポンプの動力に用いるもの（燃料の重油換算燃焼能力が１時間当たり10リットル未満であるものに限

（第69条省略） 第２節　石綿排出作業による大気の汚染の防止 （石綿排出作業の定義） 第70条　条例第89条に規定する規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。 (1)　吹付け石綿が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業（当該作業の対象となる建築物等の部分に吹付け石綿が使用されている場合に限る。） (2)　石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。以下「断熱材等」という。）が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業（当該作業の対象となる建築物等の部分に断熱材等が使用されている場合に限る。） (3)　石綿布が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業（当該作業の対象となる建築物等の部分に石綿布が使用されている場合に限る。） (4)　石綿を含有するセメント建材が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業（当該作業の対象となる建築物等の部分における石綿を含有するセメント建材の使用面積の合計が1,000平方メートル以上であるものに限る。）	る。）とする。 （第69条省略） 第２節　石綿排出作業による大気の汚染の防止 （石綿含有建築材料の定義） 第70条　条例第89条第１号に規定する規則で定める建築材料は、次に掲げる建築材料とする。 (1)　吹付け石綿 (2)　石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。以下「断熱材等」という。） (3)　石綿布 (4)　石綿を含有するセメント建材（成形板に限る。以下「石綿含有セメント建材」という。） (5)　石綿を含有する仕上塗材及び下地調整塗材（以下「石綿含有仕上塗材等」という。）
（新規）	（石綿排出作業の定義） 第70条の２　条例第89条第２号に規定する規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。 (1)　石綿含有建築材料（吹付け石綿に限る。）が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業 (2)　石綿含有建築材料（断熱材等に限る。）が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業 (3)　石綿含有建築材料（石綿布に限る。）が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業 (4)　石綿含有建築材料（石綿含有セメント建材に限る。）が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業（当該作業の対象となる建築物等の部分における当該石綿含有建築材料の使用面積の合計が1,000平方メートル以上であるものに限る。） (5)　石綿含有建築材料（石綿含有仕上塗材等に限る。）が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業
（新規）	（開始の届出を要しない石綿排出作業） 第70条の３　条例第92条第１項に規定する規則で定める石綿排出作業は、前条第５号に規定する石綿排出作業とする。
（石綿排出作業の開始の届出）	（石綿排出作業の開始の届出）

第71条　条例第92条第１項第６号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1)　石綿排出作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況 (2)　石綿排出作業の計画工程表 (3)　石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡先 (4)　下請負人が石綿排出作業を実施する場合にあっては、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに現場責任者の氏名及び連絡先 (5)　石綿の種類 (6)　条例第93条の規定による大気中の石綿濃度等の測定（以下「石綿濃度等の測定」という。）の計画 (7)　石綿排出作業による大気の汚染の防止に必要な限度において市長が必要と認める事項	第71条　条例第92条第１項第７号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1)　石綿排出作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況 (2)　石綿排出作業の工程を明示した石綿排出工事の計画工程表 (3)　石綿排出工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡先 (4)　下請負人が石綿排出作業を実施する場合にあっては、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに現場責任者の氏名及び連絡先 (5)　石綿の種類 (6)　条例第93条の規定による測定の計画 (7)　石綿排出作業による大気の汚染の防止に必要な限度において市長が必要と認める事項
（石綿排出作業を伴う建設工事に該当しないことが明らかな建設工事） 第71条の２　条例第92条の２第１項に規定する規則で定める建設工事は、次に掲げる建設工事とする。 (1)　平成18年９月１日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの (2)　建築物等のうち平成18年９月１日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該部分以外の部分を改造し、若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等（平成18年９月１日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。）を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの	（削除）
（解体等建設工事に係る説明の時期） 第71条の３　条例第92条の２第１項の規定による説明は、解体等建設工事の開始の日までに行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定めるところにより行うものとする。 (1)　解体等建設工事が石綿排出作業（特定粉じん排出等作業（大気汚染防止法第２条第12項に規定する特定粉じん排出等作業をいう。以下同じ。）に限る。）を伴う建設工事に該当し、かつ、当該石綿排出作業を当該建設工事の開始の日から起算して14日以内に開始する場合にあっては、当該石綿排出作業の開始の日の14日前までに行うものとする。 (2)　解体等建設工事が石綿排出作業（特定粉じん排出等作業を除く。）を伴う建設工事に該当し、かつ、当該石綿排出作業を当該建設	（削除）

工事の開始の日から起算して７日以内に開始する場合にあっては、当該石綿排出作業の開始の日の７日前までに行うものとする。 (3)　前２号の規定にかかわらず、災害その他の非常の事態の発生により解体等建設工事を緊急に行う必要がある場合にあっては、速やかに行うものとする。	
（解体等建設工事に係る説明の事項） 第71条の４　条例第92条の２第１項前段に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1)　調査を終了した年月日 (2)　調査の方法 (3)　調査の結果	（削除）
（石綿排出作業を伴う建設工事に係る説明の事項） 第71条の５　条例第92条の２第１項後段に規定する規則で定める事項は、第71条各号に掲げる事項とする。	（削除）
（解体等建設工事に係る掲示の方法） 第71条の６　条例第92条の２第４項の規定による掲示は、掲示板を設けることにより行うものとする。	（削除）
（解体等建設工事に係る掲示の事項） 第71条の７　条例第92条の２第４項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1)　条例第92条の２第１項又は第３項の規定による調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2)　調査を終了した年月日 (3)　調査の方法 (4)　解体等建設工事が石綿排出作業（特定粉じん排出等作業を除く。）を伴う建設工事に該当する場合は、第70条各号に掲げる作業の種類	（削除）
（石綿濃度等の測定） 第72条　石綿濃度等の測定は、次に定めるところにより行うものとする。 (1)　第70条第１号から第３号までに掲げる作業にあっては当該作業期間中に１回以上及び当該作業終了後に１回測定し、同条第４号に掲げる作業にあっては当該作業期間中に１回以上測定すること。 (2)　石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年環境庁告示第93号）に定める方法その他市長が適当と認める方法により測定すること。	（石綿濃度等の測定等） 第72条　条例第93条の規定による測定は、次に定めるところにより行わなければならない。 (1)　第70条の２第１号及び第２号に掲げる作業にあっては当該作業期間中に１回以上及び当該作業終了後に１回測定し、同条第３号及び第４号に掲げる作業にあっては当該作業期間中に１回以上測定すること。 (2)　石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年環境庁告示第93号）に定める方法その他市長が適当と認める方法により測定すること。 ２　条例第93条の規定による測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定者、測定箇所並びに測定法を明らかにして記録し、その記録を石綿排出工事が終了した日から３年間保存しておかなければならない。

（石綿排出作業の完了の届出） 第72条の２　条例第94条第５号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1)　石綿濃度等の測定の結果 (2)　石綿濃度等の測定のために石綿排出作業を行う場所で試料を採取した際の状況を示したもの (3)　石綿排出作業の一連の作業の状況を示したもの (4)　石綿排出作業の工程を示した工程表 (5)　作業計画と実際の作業との相違点 (6)　その他市長が必要と認める事項	（石綿濃度等の測定を要しない石綿排出作業） 第72条の２　条例第93条に規定する規則で定める石綿排出作業は、第70条の２第５号に規定する石綿排出作業とする。
（石綿排出作業の完了に係る説明の時期） 第72条の３　条例第94条の２の規定による説明は、条例第94条の規定による届出を行う日までに行うものとする。	（石綿排出作業の完了に係る報告の時期） 第72条の３　条例第93条の２の規定による報告は、条例第94条の規定による届出を行う日までに行うものとする。
（石綿排出作業の完了に係る説明の事項） 第72条の４　条例第94条の２に規定する規則で定める事項は、第72条の２各号に掲げる事項とする。	（石綿排出作業の完了に係る報告の事項） 第72条の４　条例第93条の２に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1)　石綿排出作業の工程を明示した石綿排出工事の工程表 (2)　石綿排出作業の一連の作業の状況を示したもの (3)　条例第93条の規定による測定のために石綿排出作業を行う場所で試料を採取した際の状況を示したもの (4)　石綿排出作業の計画と実際の作業との相違点 (5)　その他市長が必要と認める事項
	（石綿排出作業の完了の届出） 第72条の５　条例第94条第５号に規定する規則で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。
（第３節から第６節まで省略） 第７節　小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下の防止 （第80条及び第81条省略） （小規模揚水施設に係る地下水採取量等の測定等） 第82条　条例第125条第１項の規定による地下水の採取量及び水位の測定は、別表第16に定める方法により行わなければならない。 （第２項省略）	（第３節から第６節まで省略） 第７節　小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下の防止 （第80条及び第81条省略） （小規模揚水施設に係る地下水採取量等の測定等） 第82条　条例第125条第１項の規定による地下水の採取量及び水位の測定は、別表第17に定める方法により行わなければならない。 （第２項省略）
第８章　自動車の使用に伴う環境への負荷の低減 （第１節及び第２節省略） 第３節　自動車の駐車時における原動機の停止等 （第87条省略） （駐車場等の規模等） 第88条　条例第139 条第２項に規定する規則で定める規模は、自動車の駐車の用に供する部分の面積が500 平方メートルであることとする。 ２　条例第139条第２項第３号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。	第８章　自動車の使用に伴う環境への負荷の低減 （第１節及び第２節省略） 第３節　自動車の駐車時における原動機の停止等 （第87条省略） （駐車場等の規模等） 第88条　条例第139 条第２項に規定する規則で定める規模は、自動車の駐車の用に供する部分の面積が500 平方メートルであることとする。 ２　条例第139条第２項第３号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1)　道路法第２条第２項第6号に規定する自動車駐車場
(2)～(4)　省略
（第８章の２及び第９章省略）
第10章　非常時の措置
第91条　条例第149条第１項に規定する規則で定める物質は、別表第17に掲げる物質とする。
（第２項及び第３項省略）
（第11章及び第12章省略）
別表第１（第３条、第３条の２、第13条第１項第７号及び第８号並びに第２項第２号から第６号まで、第33条第１項第２号及び第３号ア、第44条第１項並びに第68条第３号ア及びウ）

条例別表の作業	作業の内容	施設
１～50　省略		
51　資源の再生又は廃棄物の処理の作業	(1)　省略 (2)　廃棄物の処理の作業のうち右欄の(1)から(16)まで及び(20)から(23)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業 (3)　省略	(1)～(23)　省略 (24)　乾燥施設 (25)　圧縮成形施設 (26)　発酵施設 (27)　メタン発酵施設
51の２～66　省略		
67　金属その他の物の研磨の作業	金属その他の物の研磨の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1)　バフ研磨施設（原動機の定格出力の合計が2.2kWを超えるもの（密閉式のものを除く。）に限る。）
68・69　省略		

備考　省略
（別表第２から別表第３まで省略）
別表第４（第13条第１項第９号、第18条第１項第２号オ、第31条第３項並びに第33条第１項第３号及び第２項第３号）
排煙の規制基準（炭化水素系物質）
事業所において発生する炭化水素系物質に係る

(1)　道路法第２条第２項第7号に規定する自動車駐車場
(2)～(4)　省略
（第８章の２及び第９章省略）
第10章　非常時の措置
第91条　条例第149条第１項に規定する規則で定める物質は、別表第18に掲げる物質とする。
（第２項及び第３項省略）
（第11章及び第12章省略）
別表第１（第３条、第３条の２、第13条第１項第７号及び第８号並びに第２項第２号から第６号まで、第33条第１項第２号及び第３号ア、第44条第１項並びに第68条第３号ア及びウ）

条例別表の作業	作業の内容	施設
１～50　省略		
51　資源の再生又は廃棄物の処理の作業	(1)　省略 (2)　廃棄物の処理の作業のうち右欄の(1)から(16)まで及び(20)から(27)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業 (3)　省略	(1)～(23)　省略 (24)　乾燥施設 (25)　圧縮成形施設 (26)　発酵施設 (27)　メタン発酵施設
51の２～66　省略		
67　金属その他の物の研磨の作業	金属その他の物の研磨の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1)　バフ研磨施設（原動機の定格出力が2.2kWを超えるもの（密閉式のものを除く。）に限る。）
68・69　省略		

備考　省略
（別表第２から別表第３まで省略）
別表第４（第13条第１項第９号、第18条第１項第２号オ、第31条第３項並びに第33条第１項第３号及び第２項第３号）
排煙の規制基準（炭化水素系物質）
事業所において発生する炭化水素系物質に係る

規制基準は、次に定めるとおりとする。

1　別表第１の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設に係る基準

施設	施設に備えるべき設備の基準
貯蔵施設	（省略）
出荷施設	（省略）
給油施設	通気管において蒸気返還方式接続設備を設けること。

備考　出荷施設から排出する炭化水素系物質の濃度及び除去率の測定は、水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法によること。

2　別表第１の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設以外の指定施設に係る基準

(1)　濃度

（省略）	

備考１　省略

２　炭化水素系特定物質の濃度の測定方法は、次に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。

(1)　省略

(2)　トルエン　神奈川県知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法

(3)　キシレン　神奈川県知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法

(4)及び(5)　省略

(6)　ジクロロメタン　神奈川県知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法

(7)及び(8)　省略

(2)　省略

（別表第５から別表第７まで省略）

別表第８（第31条第7項）

排煙の規制基準（粒子状物質）

粒子状物質に係る規制基準は、次に定めるとおりとする。

規制基準は、次に定めるとおりとする。

1　別表第１の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設に係る基準

施設	施設に備えるべき設備の基準
貯蔵施設	（省略）
出荷施設	（省略）
給油施設	通気管において蒸気返還方式接続設備を設けること、凝縮式処理設備若しくは吸着式処理設備を設けること又はこれらと同等以上の効果を有する設備を設けること。

備考　出荷施設から排出する炭化水素系物質の濃度及び除去率の測定は、水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法その他適切な方法によること。

2　別表第１の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設以外の指定施設に係る基準

(1)　濃度

（省略）	

備考１　省略

２　炭化水素系特定物質の濃度の測定方法は、次に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。

(1)　省略

(2)　トルエン　神奈川県知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法、規格Ｋ0095に定める方法その他適切な方法により試料を採取し、規格Ｋ0114又は規格Ｋ0123に定める方法により測定する方法

(3)　キシレン　神奈川県知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法、規格Ｋ0095に定める方法その他適切な方法により試料を採取し、規格Ｋ0114又は規格Ｋ0123に定める方法により測定する方法

(4)及び(5)　省略

(6)　ジクロロメタン　神奈川県知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法、規格Ｋ0095に定める方法その他適切な方法により試料を採取し、規格Ｋ0114又は規格Ｋ0123に定める方法により測定する方法

(7)及び(8)　省略

(2)　省略

（別表第５から別表第７まで省略）

別表第８（第31条第7項）

排煙の規制基準（粒子状物質）

粒子状物質に係る規制基準は、次に定めるとおりとする。

1　粒子状物質の排出基準 （本文省略） 備考 1　「Q_{PM}」とは、指定事業所に設置されているばい煙発生施設（休止中の施設、非常用の施設及び電気のみを熱源とする施設を除く。以下この表において同じ。）が最大能力で使用される場合に排出することができる粒子状物質の量をいう。 2　本文省略 (1)　「Q_{D1}」とは、次に掲げる方法により算出したばいじんの量（単位　kg／h）をいう。 W_{D1}が1kL／h以上の場合：$Q_{D1}=0.363W_{D1}^{0.865}$ W_{D1}が1kL／h未満の場合：$Q_{D1}=0.363W_{D1}$ 「W_{D1}」とは、事業所に設置されている廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設（平成15年4月1日以後に設置されたもの又は燃料種類を変更したものに限る。気体燃料（都市ガス、液化天然ガス、液化石油ガス等をいう。）又は1号灯油を専焼させる施設を除く。）で使用される燃料の重油換算燃焼能力（単位　kL／h）の合計をいう。この場合において、ボイラー（流動接触分解装置のうち触媒再生塔に附属するものを除く。）、ガスタービン、ガスエンジン及びディーゼルエンジンにあっては、当該施設で使用される燃料の重油換算燃焼能力に0.4の係数を乗じるものとする。 （以下省略） （別表第9から別表第15まで省略） （新規） 別表第16（第67条第1項及び第82条第1項） （省略） 別表第17（第91条第1項） （省略）	1　粒子状物質の排出基準 （本文省略） 備考 1　「Q_{PM}」とは、指定事業所に設置されているばい煙発生施設並びに別表第1の61の項に掲げるボイラー及び冷暖房施設（休止中の施設、非常用の施設及び電気のみを熱源とする施設を除く。以下この表において「ばい煙発生施設」という。）が最大能力で使用される場合に排出することができる粒子状物質の量をいう。 2　本文省略 (1)　「Q_{D1}」とは、次に掲げる方法により算出したばいじんの量（単位　kg／h）をいう。 W_{D1}が1kL／h以上の場合：$Q_{D1}=0.363W_{D1}^{0.865}$ W_{D1}が1kL／h未満の場合：$Q_{D1}=0.363W_{D1}$ 「W_{D1}」とは、事業所に設置されている廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設（平成15年4月1日以後に設置されたもの又は燃料種類を変更したものに限る。気体燃料（都市ガス、液化天然ガス、液化石油ガス等をいう。）又は1号灯油を専焼させる施設を除く。）で使用される燃料の重油換算燃焼能力（単位　kL／h）の合計をいう。この場合において、ボイラー（別表第1の61の項に掲げるボイラー及び冷暖房施設を含む。以下この表において同じ。）（流動接触分解装置のうち触媒再生塔に附属するものを除く。）、ガスタービン、ガスエンジン及びディーゼルエンジンにあっては、当該施設で使用される燃料の重油換算燃焼能力に0.4の係数を乗じるものとする。 （以下省略） （別表第9から別表第15まで省略） 別表第16（第60条の2第3項） ダイオキシン類による土壌の汚染状況の調査方法 （別紙1－2参照） 別表第17（第67条第1項及び第82条第1項） （省略） 別表第18（第91条第1項） （省略）